

家庭に隠れた貧困を見つめて ～女性の自立へ、労働組合への期待～

京都大学大学院文学研究科 教授 丸山 里美 氏

労働組合をはじめ社会全体でジェンダー平等や貧困への取り組みが加速する中、見過ごされてしまいがちな「貧困」がある。それは、世帯単位の統計には表れない「世帯のなかに隠れた貧困」¹である。この点に注目して研究されて

いる丸山教授にお話をうかがった。インタビューの中で、特集1、2で掲載した「ウイメンズネット・こうべ」や「むすびえ」の活動にも触れていただいている。

「女性の貧困」とは、なにか？

私が「世帯のなかの貧困」に注目したきっかけは大きく2つあります。

1つは、女性ホームレス研究における気づきです。路上生活者のうち、女性はたった3%。「貧困状態にある女性は一体どこにいるのか」という疑問を抱きました。「女性の貧困は世帯のなかにあり、路上に出られないかたちで存在して

いるのではないか」——海外の研究の知見から、このような仮説を持ちました。20世紀後半のアメリカでは、生活保護世帯の半数以上がシングルマザーであったことから、「貧困の女性化」²という言葉が生まれました。一方、「貧困の女性化」を国際比較した研究では、日本はそれが顕在化していない特殊な国で、「日本の

丸山 里美 (まるやま・さとみ) 氏



京都大学大学院文学研究科教授。専門は社会学、ジェンダー論、貧困研究。女性のホームレス経験者や生活困窮者への聞き取り調査を通じ、従来の「男性中心」な福祉政策や社会構造からこぼれ落ちる人々の実態を明らかにしてきた。現場のリアリティを重視する学術的知見から、特に女性の貧困に焦点を当て、貧困を捉える新たな視点の確立を問いかけ発信を続けている。著書『女性ホームレスとして生きる—貧困と排除の社会学』（2013年、世界思想社）で第33回山川菊栄賞など多数受賞。

女性は『貧困の女性化』を達成するほど自立していない」と言われていました³。つまり、自力で稼ぐことができれば、離婚や単身生活という選択肢を選べますが、日本はそれすら難しい社会だということです。女性ホームレスが少ないのは、「そもそも女性が一人になれない」からであり、そこに日本の女性が抱える困難が凝縮されていると感じました。

2つ目は、生活困窮者支援を行う「認定NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい」で調査を行ったことです。相談票10年分、およそ3,000件について男女の相談者の比較をしたところ、予想外の結果が出ました。女性からの相談は全体の13%程度でしたが、「女性は稼げないので困窮している人が多いだろう」という私の予想に反し、実際は男性の方が圧倒的にお金も家もなかったのです。データの上では女性の方がお金も家もあるという結果に対し、「どうということだろう」と詳しく分析を進めると、女性の相談内容には「パートナーから必要な生活費をもらっていない、暴力を受けて家を出たいが、出られない」などがあることがわかりました。

統計上、住まいがあり夫に収入があれば「世帯収入がある」とみなされます。この相談の女性は、家から出て一人になれば、明確に貧困になりますが、その状態のままだと貧困ともみなされず、「女性は貧困にすんなれない」のだと気づかされたのです。しかし、こうした世帯単位の把握方法では、収入が女性や子どもに適切に配分されているかを確認する枠組みがなく、

実態が見えてきません。これが「世帯のなかに隠れた貧困」であり、「既婚女性の貧困」です。

その実態の一端は、家計における個人別の支出分析(1995年)⁴にも表れています。研究によると、女性の個人支出(自分のための支出)は平均で男性の4割程度でした。共働き率が低く専業主婦が多かった当時は、妻が夫の給与を預かって家計管理をしているケースがもっとも一般的だったのですが、こうしたケースでは妻の個人支出は夫の3割程度に留まっていました。こうした格差は今も存在しており、このうち、妻が貧困と考えられるような生活をしているケースもあると思われませんが、現在の統計や定義ではこれを「貧困」として特定する術がありません。そのため、どの程度の人が「隠れた貧困」状態にあるのかを正確に把握するのは難しく、当事者自身も自分が貧困状態にあると認識しづらい現状です。

「女性の貧困」というと、単身者やシングルマザーなど女性が世帯主であるケースが注目されがちです。しかし、同様に注目する必要があるのは、女性が家を出れば一挙にお金も住まいも失うというリスクから、家を出たくても留まらざるをえないような困難に置かれている、という状況です。ウイメンズネット・こうべの正井代表理事が言う「女性は一人になると貧しくなるから、家を出られない」という言葉通り、家を出る手前の段階にこそ大きな問題があります。こうした現状を把握することで、世帯のなかを見る必要があることに気づかされ、研究に取り組むようになりました。

家計簿を追いかけて見えてきた「貧困」の現実

こうした「世帯のなかに隠れた貧困」を見出すため、2023年から授業の中でファイナンシャル・ダイアリー⁵(以下、「FDJ」)調査に取り

組んでいます。これは、少数世帯を長期間にわたって追ひ、調査協力者の日々の家計簿の記録と定期的なインタビューを組み合わせ、家計

の実態を浮き彫りにする調査手法です。従来の所得調査のような“スナップショット”では捉えきれない収入の変動や、日々のやりくりの様子を詳細に把握できるのが特徴です。レシート等の記録を通じて、暮らし方や価値観、家族関係までもが如実に可視化されます。

このFDを通じて、実に様々なことがわかりました。貧困において深刻なのは、低所得であること以上に、貯蓄がないために「予測できない収支の変動」に対応できない点です。貯蓄のない世帯は、病気や失業、住宅の修理といった突発的にまとまった金額が必要になる支出への対応が難しく、特に、フリーランスやシングルマザーなど、収入が不安定な層はより困難な状況があります。日本の現在の貧困率は、所得ベースで見れば15.4%⁶ですが、貯蓄（資産）ベースで見ると20%を超えます⁷。収入があっても貯蓄がない世帯は、金銭的ショックに非常に弱いのです。

「世帯のなかに隠れた貧困」という観点で見

ると、「経済的DV」が広く蔓延しているのではないかと推測されます。FDで数年間にわたり調査している家庭では、世帯収入は低くはないのですが貯蓄がなく、借金を抱えている状態で、夫は勝手にお金を使い、専業主婦の妻が自分の親に借金をして一人家計の辻褄を合わせていたりしました。特に低所得世帯ほど、妻がやりくりの責任を負い、自分自身のためにお金を使わず、妻個人が貧困に陥りやすくなっているのです。こうした世帯は想像以上に多いと思います。

また、近年の後払い式キャッシュレス決済の普及が、家計管理をいっそう困難にしています。夫が個人のカードやスマホで決済するため、管理を担う妻には支出の全体像が見えず、家計の見通しが立ちません。これが妻の負担を増やし、さらなる経済的DVの温床になっているように感じます。キャッシュレス決済が推進される世の中ですが、世帯のなかにおける女性の困難は深刻化する危うさがあるように思います。

女性の貧困解決に、労働組合にこそ可能な多角的アプローチを

日本では単身世帯の増加が続いています⁸。2020年の時点で高齢女性の一人暮らしは男性の約2倍近く⁹に達し、今後は未婚化や離別により単身女性の高齢化がさらに加速する見通しです¹⁰。現役時代の非正規雇用や男女間賃金格差により、蓄えや年金が不十分なまま定年を迎え、定年時に圧倒的な貧困に陥る未来が目前に迫っています¹¹。雇用対策では限界があるので、生活保護や女性支援事業¹²などをはじめとした社会保障を、行政と民間が連携し包括的に支援する仕組みとして整えることが急務です。

最も重要なのは、女性自身が自分の収入源を持つことだと思います。妻の個人収入が増えると、個人支出も増えます¹³。正井代表理事のお

っしゃるように、女性がちゃんと働ける環境を作ることがとても大切だと思います。就労とケアを両立できる仕組みづくりに加え、非正規雇用の方の収入確保に直結する最低賃金の引き上げも肝要です。

また、女性の収入確保には、「世帯主中心」の設計になっている社会保障を「個人単位」に転換することも有効です。現行の制度では、世帯内のジェンダー不平等を助長し、女性の貧困を悪化させることにつながっています¹⁴。例えば海外では、児童手当を世帯主ではなく、女性（母親）の口座に給付すれば、子どもの福祉も増大するという研究結果があります。育児中に仕事を辞めても育児手当が女性に給付されるな

ど、女性が個人の収入を確保できるような仕組みが必要です。

あわせて、男性における長時間労働を是正し、「男性片働きモデル」から「男女がともに働きケアも担う社会」へシフトすることも不可欠です。家庭において多くの場合、夫が稼げるのは女性の無償ケアがあるからであり、そのために妻が収入を得られない構造があります。貧困を考える際には、金銭だけでなく「時間」や「自由度」も重要な資源として考慮すべきです¹⁵。

むすびえの三島理事長のインタビューを拝読しましたが、こうした課題を考えるにあたり、ケアのネットワークが地域の基盤となり、女性たちがその結節点として活躍する「こども食堂」のような活動は、これからの社会のあり方として大きな期待が持てるものだと感じました。

このように、女性の貧困解決には、法律・制度、雇用、そしてそれらの社会システムの根底にある性別役割分業や家族観など、多面的なアプローチが必要であり¹⁶、ここに労働組合が果たせる役割は大きいのではないのでしょうか。

FDという観点からも、労働組合だからこそできることがあると感じます。労働組合には、家計調査を行ってきた歴史があります。物価高の今、「収入がどこに使われているのか」という生活の実態を丁寧に把握することは、社会的にも労働運動的にも大きな意義があると思います。こうした観点に関心を持ち、生活者の足元を観察して運動に取り組む視点を持たれる方が増えることを願っています。

(インタビュー：2026年1月27日)

<丸山教授へのインタビューを経て>

統計で見えない貧困の可視化は、喫緊の課題である。ウィメンズネット・こうべの正井代表理事が指摘する「経済的自立がないために家を出られず、離婚も選べない」現場の状況は、丸山教授が訴える、一人になることすら叶わない「貧困にすらなれない」状態、すなわち「世帯のなかに隠れた貧困」と地続きである。世帯収入という枠組みだけでは、世帯内での資源配分の不平等や、女性が置かれた脆弱な立場を捉えきれないことを痛感させられる。

ジェンダー平等や女性・子どもを取り巻く課題解決の軸は、女性の経済的自立の達成にある。これに対し、賃上げや政策制度要求、政治活動といった多様なアプローチを持つ労働組合が貢献できる余地は極めて大きい。丸山教授が指摘した「たとえ家計を管理していても、自身の自由になるお金がない」現状や、むすびえの三島理事長が地域活動から強

調する視点は、社会のあらゆる意思決定に女性が主体的に関わる意義を物語っている。家庭、地域、企業、そして労働組合そのものなど、様々な領域において女性が参画し、生活者の実感を政策や運動に反映させることが、女性の経済的自立を阻む構造的な壁を切り崩す切り口となるにちがいない。

また、かつての家計調査のように、既存の統計にないデータを自ら収集・蓄積することは、運動の観点からも非常に重要である。賃上げによる収入増だけでなく、支出の実態や「貯蓄（ストック）の貧困」を可視化することで、理論値ではない血の通った実情を把握できる。こうした調査の積み重ねこそ、労働組合にとって処遇条件の向上や政策実現に向けた強力な根拠となる。

労働組合には、その組織力と多様なアプローチを最大限に活かし、これらの構造的問題を解決へと導く原動力があると確信している。

- ¹ 丸山氏の論文に詳述されている。「世帯内資源配分に関する研究にみる『世帯のなかに隠れた貧困』」『大原社会問題研究所雑誌』(No.739/2020.5) 以下、「丸山 2020」と表記する。
- ² 国連から出された以下の文書に詳しい。Gender Equality, Development and Peace for the 21st Century, New York, 5-9 June 2000, Fact Sheet No.1「The Feminization of Poverty」(2000.5) (<https://www.un.org/womenwatch/daw/followup/session/presskit/fs1.htm>)
- ³ Axinn, June (1990) “Japan: A Special Case”, Gertrude Schaffner Gordberg and Eleanor Kremen eds., The Feminization of Poverty: Only in America?, New York: Praeger Publishers.
- ⁴ 御船美智子 (1995) 「家計内経済関係と夫婦間格差—貨幣と働く時間をめぐって」『季刊家計経済研究』25。
- ⁵ 丸山里美「調査実習の事例報告 ファイナンシャル・ダイアリーの可能性 京都大学文学部社会学研究室の社会調査実習」『社会と調査』No.35 (2025.9) に詳しい。
- ⁶ 厚労省「2022 (令和 4) 年 国民生活基礎調査の概況」
- ⁷ 総務省統計局「2019 年全国家計構造調査 年間収入・資産分布等に関する結果 結果の概要」より。新基準に準拠した場合、21.5%にのぼる。
- ⁸ 総務省統計局「令和 2 年国勢調査 人口等基本集計結果 結果の概要」
- ⁹ 同上。65 歳以上の単身世帯は、男性約 231 万に対し女性約 441 万にのぼる。
- ¹⁰ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 (全国推計)」(2024) では、65 歳以上女性人口に占める単身世帯の割合は、2020 年において 23.6% (約 4.2 人に 1 人) であるのが、2050 年には 29.3% (約 3.4 人に 1 人) に達すると予測されている。
- ¹¹ NIRA 総合研究開発機構「高齢者世帯の所得・資産の実態と今後の政策課題 世代内・世代間格差を踏まえて」では、女性の年金給付額の低さにも触れ解説されている。(<https://www.nira.or.jp/paper/opinion-paper/2024/77.html>)
- ¹² 2024 年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法) に基づき、貧困、DV、虐待などの困難を抱える女性に対し包括的・継続的な支援を行うことを目的としている。売春防止法を根拠としてきた従来の「女性保護事業」を見直し、女性を「更生・保護の対象」ではなく「権利の主体」と位置づけている。
- ¹³ 「丸山 2020」参照。
- ¹⁴ 「丸山 2020」参照。
- ¹⁵ 東洋経済 ONLINE「隠れ暮らす『女性ホームレス』密着して見えた実態 京大准教授が 7 年かけて問題点を浮き彫りに」(2021.5.16) (<https://toyokeizai.net/articles/-/428121>)。「丸山 2020」でも、時間を含めた資源配分の研究について言及されている。
- ¹⁶ 三木倫子「日本における女性の貧困問題—性別役割分業を前提とした社会の変革—」『早稲田大学文化構想学部現代人間論系 岡部ゼミ (ディスアビリティと現代) ゼミ論文集 2025』